# 令和7年度 不足額給付金Ⅰ、Ⅱのご案内

**令和6年度に実施した調整給付金（当初給付金）の支給額に不足が生じた場合に追加で行う給付金です。**

**Ⅰ.** 当初調整給付金の算定に際し、令和5年所得等をもとにした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付金の金額との間で差額が生じた方**に対してその差額を支給します。

### 対象者と申請方法

対象者へ確認書を送付しています。書類の中身を確認して、必要事項を記入・必要書類を添付の上返信してください。

### 支給額

確認書に記載していますのでご確認をお願いします。

**Ⅱ.** Ⅰの対象者以外で以下のすべての要件を満たす方

1. 令和7年1月1日に与那原町に住民登録がある方
2. 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方（≒本人として定額減税対象外）
3. 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
4. 低所得世帯向け給付（R5非課税給付7万円・10万円、R6非課税給付10万円）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

### 申請方法

対象者へ申請書を送付しています。書類の中身を確認して、必要事項を記入・必要書類を添付の上返信してください。
申請受付後、給付要件を確認して給付の可否を決定します。

### 支給額

1人当たり原則4万円

**提出期限** **Ⅰ、Ⅱともに令和7年10月31日（金）** ※当日消印有効

※詳細は町ホームページをご確認ください
※虚偽の申請をした場合、給付金は返還となり、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります

お問い合わせ 福祉課 ☎894-4888（給付金担当）

## 65歳以上の皆さまへ 補聴器購入を助成します

### 助成対象となる方

以下の(1)～(5)の条件をすべて満たしている方

(1) 65歳以上
(2) 与那原町在住
(3) 本人が住民税非課税の方
(4) 聴力の基準を満たしている補聴器が必要な方
(5) 医師の意見書をもらうことができる方

※身体障害者手帳等、他の制度で補聴器の補助・交付を受けられる方は対象外です。

**助成額** **補聴器1台あたり上限25,000円**
※1人1回限り　※購入後の修理費用は対象外

### 注意事項

- 助成決定前に購入した補聴器は対象となりません。
- 医師の意見書にかかる費用は助成対象外です。
- **助成対象か確認しますので、購入前に必ずご相談ください。その際に必要書類をお渡しします。**

**相談期限** **令和8年1月30日（金）**
※定員（10名）に達し次第締め切ります。

## ボウリング教室

受講者募集中

**12月～3月教室**

- **申込期間** 10月1日（水）～10月31日（金）※土日祝日除く
- **申込場所** 福祉課窓口
- **受付時間** 8:30～17:15　12:00～13:00除く
- **対象者** 与那原町在住の65歳以上で、介護認定（要支援1～2・要介護1～5）を受けていない方
- **参加費** 500円/日＋350円（シューズ代）/日
- **場所** エナジックボウルサザンヒル（南風原町字宮平460-1）内
- **時間** 毎週水曜10:00～（約2時間程度）
- **定員** 約50人程度

### 教室の目的・効果

ボウリングを通して筋力維持、運動機能向上を図ります。毎回一緒にプレイするメンバーを入れ替えて実施するため、参加者同士の交流による仲間づくりができます。

※受講者の決定は先着順ではありません。

お問い合わせ 福祉課 ☎945-1525



これだけは知ってほしい 国民年金のメリット

# 国民年金は“想定外のリスク”に対応できる「国の保険」です。

### 65歳になったとき

**老齢基礎年金**

国民年金を10年以上納付した方が65歳から受け取る老後のための年金です。

### 病気やケガで障害が残ったとき

**障害基礎年金**

国民年金に加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。

※20歳前に発生した障害も支給対象になります。

### 一家の大黒柱が亡くなったとき

**遺族基礎年金**

国民年金に加入中の方が亡くなったときの遺族のための年金です。
原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象となります。

**メリット**

- 生涯にわたって受け取れます。
- 物価変動などの経済変化に対応しています。
- 国民年金保険料の納付免除・猶予制度があります。

※所得などの一定条件を満たす必要があります。

## 年金の疑問にお答えします！

**Q1** 将来、年金は本当に受け取ることができるの？

**A** はい、もらえます。将来にわたって、持続的で安心できる制度とするための年金財政の仕組みが導入されています。

**Q2** 年金は、年をとってからの保証だけなの？

**A** 障害や遺族に対する補償もあります。国民年金加入中に病気やケガで障害を負うなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された子や子のある配偶者に「遺族基礎年金」が支払われます。

**Q3** 保険料を払う余裕がないときでも必ず払わないとだめなの？

**A** 20歳以上60歳未満の方（注）は納付する必要があります。ただし、経済的に納付が困難な方は、納付免除、納付猶予、学生納付特例制度等があります。

（注）厚生年金保険等に加入されている方、その方に扶養されている配偶者の方は、国民年金保険料を支払う必要はありません。

詳しくは、お近くの年金事務所、または町役場までお問い合わせください。

日本年金機構 検索

日本年金機構ホームページ

お問い合わせ 福祉課 ☎943-8333